

全面緊急事態(15条)指示文および公示文

全面緊急事態(15条)

訓練 指示

平成28年8月27日9時00分

福井県知事 殿
高浜町長 殿
おおい町長 殿
小浜市長 殿
若狭町長 殿
京都府知事 殿
舞鶴市長 殿
福知山市長 殿
綾部市長 殿
宮津市長 殿
南丹市長 殿
京丹波町長 殿
伊根町長 殿
滋賀県知事 殿
高島市長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

関西電力株式会社高浜発電所3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- ・関西電力株式会社高浜発電所からPAZ圏内の福井県高浜町青郷地区、内浦地区の全区、高浜地区のうち岩神、紫水ヶ丘を除く全区及び京都府舞鶴市松尾地区、杉山地区、PAZ圏に準じた避難を行う地域の京都府舞鶴市大山地区、田井地区、成生地区、野原地区の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。
- ・関西電力株式会社高浜発電所からUPZ圏内の福井県高浜町、おおい町、小浜市、若狭町、京都府舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町及び滋賀県高島市の住民等は、屋内退避をすること。
- ・PAZ、PAZ圏に準じた避難を行う地域及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

全面緊急事態(15条)

訓練 公示

公 示

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	福井県高浜町、おおい町、小浜市、若狭町 京都府舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町 滋賀県高島市
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成28年8月27日8時40分
	発生場所 関西電力株式会社高浜発電所3号機
	放射線等の状況 排気筒モニターの値：異常なし 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値：異常なし
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	被害状況 平成28年8月27日7時45分、外部電源が喪失し、また非常用炉心冷却装置の作動が必要となる原子炉冷却材の漏洩事象が発生（原子力災害対策特別措置法第10条通報事象発生） 平成28年8月27日8時40分、設備の故障等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への注入不能（原子力災害対策特別措置法第15条通報事象発生）
	その他の特記事項

平成28年8月27日 9時00分

全面緊急事態(15条)における避難の実施方針 ー福井県・京都府・滋賀県エリア(住民)ー

避難の対象となる住民

関西電力株式会社高浜発電所のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域における、住民を対象

屋内退避の対象となる住民

関西電力株式会社高浜発電所のUPZにおける住民を対象

避難等に際しての基本的考え方

【福井県高浜町】

- 青郷地区、高浜地区の一部の住民は、兵庫県丹波市の丹波の森公苑を経由し、宝塚市役所への避難を実施。
- 内浦地区、音海地区の住民は、敦賀市への避難を実施。
- その後の余震により、新たに一部の道路が不通となったことから、内浦地区の一部の住民避難を、実動部隊によりヘリや船舶、高機動車での避難を実施。
- 避難にあたっては、安定ヨウ素剤の服用を実施。

【京都府舞鶴市】

- その後の余震により、成生地区周辺の道路が不通となり、成生地区が孤立したことから、住民避難を船舶により実施。
- 避難にあたっては、安定ヨウ素剤の服用を実施。

【UPZ】

- UPZについては、屋内退避を実施。

全面緊急事態(15条)における避難実績
 —福井県エリア(住民)② 自家用車、バスによる避難(県外)—

